

社会人野球で使用できる木製バットについて（案）

財団法人 日本野球連盟

日本野球連盟では、社会人野球で使用できる木製バットについて以下のとおりとする。
ただし、2013年度は移行期間とし、2014年度より施行する。

1. 公認野球規則「1・10 バット」によるものとする。ただし、日本アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会との合意に基づくバットでなければならない。

※日本アマチュア野球規則委員会と全日本バット工業会の合意に基づくバットとは、
所定の位置に「BFJ ロゴマーク」が押印されているものである。

2. 前項1. のただし書きにもかかわらず日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットについては使用を認める。

※日本プロフェッショナル野球組織により承認を受けているバットとは、所定の位置に「NPB ロゴマーク」が押印されているものである。

3. 前項1. にもかかわらず木片の接合バット及び竹の接合バットの使用を認める。ただし、全日本バット工業会より公示されているブランドのものでなければならない。
4. テーパー部を樹脂等で補強したバットの使用を認める。ただし、公認野球規則 1.10 (c) に記載の範囲内とする。また、前記1. から3. のいずれかに該当するものでなければならない。
5. 着色バットの使用を認める。ただし、使用できる着色バットは、日本アマチュア野球規則委員会運用基準によるものとする。

【着色バットに関する運用基準】

アマチュア野球で使用できる着色バットは以下のとおりとする。原則として、毎シーズン始めに当委員会で認可をする。

- ①使用を認める着色バットは、黒色・ダークブラウン系、赤褐色系及び淡黄色系とする。
- ②木目を目視できるものとする。
- ③拙劣な塗装技術を用いていないものとする。（例えば、ボールに塗料が付着するなど。）

以上